

香川県報



第 48 号

平成 15 年

6月20日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

●香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

（医務国保課）

一

告 示

○字の区域に編入する旨の届出

（自治振興課）

一

○介護保険法の規定による事業者の指定

（長寿社会対策課）

一

○道路の区域変更（八件）

（道路保全課）

二

公 告

○総合評価一般競争入札の実施

（政 策 課）

四

○平成十五年度クリーニング師試験の実施

（生活衛生課）

一

○地籍調査の成果の認証（四件）

（農 政 課）

一

○家畜人工授精に関する講習会の開催

（畜 産 課）

一

正 誤

○平成十五年六月十三日（香川県報第九〇三八号）目次中訂正

一四

規 則

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年六月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第七十四号

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則（昭和三十八年香川県規則第四十三号）の一

部を次のように改正する。

第三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●香川県告示第三百五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に平成十五年六月二十日から編入する旨、池田町長から届出があった。

平成十五年六月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	下 欄
小豆郡池田町大字池田字西ノ谷	小豆郡池田町大字池田字清水谷二二九の一
小豆郡池田町大字池田字滝ノ下	小豆郡池田町大字池田字大石五五八

●香川県告示第三百五十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十五年六月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七一〇一	財団法人三宅医学研究所	財団法人三宅医学研究所	平成十五年六月九日	通所リハビリター
一八二〇三	所附属三宅病院			

三七七・一三 〇〇四五〇	香川県高齢者生活協同組合「牟礼ひだまり」 木田郡牟礼町大字牟礼 二五四〇―一六	香川県高齢者生活協同組合 理事長 村瀬裕也	香川県高齢者生活協同組合 理事長 村瀬裕也	平成十五年 六月十日	通所介護	シヨン
	高松市天神前五―六	理事長 三宅信一郎 高松市番町一丁目一〇 番一六号				

●香川県告示第三百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年六月二十日から同年七月十一日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年六月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路 線 名 四百三十六号
- 三 道路の区域

区 間	変 更		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)			
小豆郡池田町大字室生一三九五番 二地先から 小豆郡池田町大字室生一三七四番 一地先まで	前	一一・〇	一八二	一八二	町道奥山線 緊急地方道 路整備事業 に伴う現道 拡幅及び交 差点改良
	後	一一・〇 五〇・六			

●香川県告示第三百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年六月二十日から同年七月十一日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年六月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 多度津普通寺線（二百二十二号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)			
仲多度郡多度津町大字庄字住吉九 三二番一地先から 仲多度郡多度津町大字庄字修理免 八四三番一地先まで	前	一三・五	一六五	一六五	多度津丸亀 線バイパス 工事に伴う 現道拡幅
	後	三一・〇 一八・六 四八・〇			

●香川県告示第三百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年六月二十日から同年七月十一日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年六月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 善通寺多度津線（二十五号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)			
仲多度郡多度津町大字道福寺字大 関一二二番三地先から	前	一一・八	二〇六	二〇六	多度津丸亀 線バイパス に伴う
	後	一一・〇			

仲多度郡多度津町大字道福寺字柳の本四〇五番一地先まで	後	一・二・八 ） 四四・〇	二〇六	現道拡幅
----------------------------	---	--------------------	-----	------

●香川県告示第三百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年六月二十日から同年七月十一日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年六月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 多度津丸亀線（二百五号）
- 三 道路の区域

変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
前	仲多度郡多度津町大字庄字修理免八六六番二三地先から又二六五番五地先まで	四・二 ） 四五・三	八一七	緊急地方道路整備事業による現道拡幅及びバイパスの延伸
後	仲多度郡多度津町大字道福寺字大関一〇〇番地先まで	一四・〇 ） 四六・〇	一、〇五〇	

●香川県告示第三百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年六月二十日から同年七月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年六月二十日
香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 久保谷塩江線（百五十四号）
- 三 道路の区域

変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
前	仲多度郡琴南町大字川東字沖野二九〇四番一地先から仲多度郡琴南町大字川東字浅木原三〇八六番一地先まで	二・〇 ） 一〇・〇	二、三〇〇	仮設道路の廃止
後		九・三 ） 六六・二	三、〇〇〇	

●香川県告示第三百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年六月二十日から同年七月十一日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年六月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 徳島引田線（一号）
- 三 道路の区域

変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
前		九・三 ） 六六・二	三、〇〇〇	
後		一〇・〇 ） 六六・二	三、〇〇〇	

東かがわ市引田一四六八番七地先から 東かがわ市引田一三四九番三地先まで	前	一五・七	七二七	一部市道中央幹線を重用の上、道路改修工事による現道拡幅
	後	三四・六		

●香川県告示第三百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年六月二十日から同年七月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年六月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 西白方善通寺線（二百十七号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前後別				
仲多度郡多度津町大字山階字池内 一五九八番二地先から 仲多度郡多度津町大字山階字皿池 一九八二番一地先まで	前	三・〇	九・〇	七五〇	道路改修工事による現道拡幅
	後	四五・〇			

●香川県告示第三百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年六月二十日から同年七月十一日まで一般の縦覧に供する。

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路 線 名 四百三十六号
- 三 道路の区域

平成十五年六月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

区 間	変 更		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前後別				
小豆郡内海町安田字北古郷甲一二 四二番一地先から	前	一四・七	六・九	一、四四二	道路改築事業によるパイパス建設
	後	一四・七			
小豆郡内海町安田字古郷乙二〇番 四三地先まで	前	一・〇	七四・六	一、〇九五	
	後	一・〇			
小豆郡内海町橋字餅山甲七九六番 一地先から	前	八・二	二六・六	三〇九	
	後	二六・六			
小豆郡内海町橋字餅山甲七五七番 一地先まで	前	二・〇	二六・六	三〇九	
	後	二〇・〇			

公 告

●香川県公告第四百十五号

次のとおり総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の

規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十五年六月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 入札に付する事項

- 1 件名及び数量 香川県予算編成支援システム開発業務 一式
- 2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 委託期間 契約締結日から平成二十二年三月三十一日まで
- 4 入札方法 入札者は、入札書を含む提案書等を提出すること。必要書類の種類及び部数については入札説明書による。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札金額」という。）に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付されている者であること。
- 3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 本公告の日から過去五年以内に、国（公社、公団等を含む。）、県又は他の地方公共団体と同規模又はそれ以上のシステム開発の契約を締結し、当該契約を完結又は履行中であることの実績の有無を証明した者であること。

三 入札に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二及び仕様書に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十五年七月三日午後五時までに四の1の(2)の場所に提出し、当該書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、当該契約を履行することができると認められた者に限り入札の対象とする。

四 提案書等の提出及び入札等

- 1 提案書等の提出
 - (一) 提案書等を持参する場合
 - (1) 日時 平成十五年七月三十一日午後一時から二時まで
 - (2) 場所 香川県庁北館四階第七会議室
 - (二) 郵便又は信書便による入札 可とする。ただし、郵便による送付とし書留親展のものに限る。
 - (1) 受領期限 平成十五年七月三十日午後五時
 - (2) 送付先 郵便番号七六〇一八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県政策課政策課予算調整室決算・予算執行グループ
 - (三) 提案書等のすべての書類が揃っていない場合は失格とする。
 - 2 入札
 - (一) 日時 平成十五年七月三十一日午後二時
 - (二) 場所 香川県庁北館四階第七会議室
 - 3 入札説明会の日時及び場所
平成十五年六月二十六日午後二時 香川県庁本館十二階第五会議室
 - 5 落札者の決定方法
県が設定する予定価格に百五分の百を乗じて得た金額の範囲内の価格で入札した者であって、仕様書記載の要件をすべて満たし、かつ、別記の香川県予算編成支援システム開発事業に係る落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）により得られた各項目の加点の合計が最も高い者を落札者とする。
 - 六 その他
- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

<p>2 入札保証金及び契約保証金 規則第一百五十二条各号に該当する場合は免除</p> <p>3 入札の無効</p> <p>4 入札又は開札の取消し又は延期 天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。</p> <p>5 落札の無効 落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。</p> <p>6 予約完結権の譲渡 落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。</p> <p>7 契約書作成の要否 要</p> <p>8 契約の効力の発生 本件入札は、その契約に係る予算が議会で議決され、当該予算の執行が可能となつたときに、効力が生じる。</p> <p>9 問い合わせ先 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県 政策部政策課予算調整室決算・予算執行グループ 電話番号〇八七 ―八三二―二〇三四</p> <p>10 その他 詳細は、入札説明書及び仕様書による。</p> <p>七 Summary</p> <p>1 Nature and quantity of products to be purchased: Kagawa Prefecture Budgetary Planning Support System 1 set</p>	<p>2 Time-limit for tender: 2:00 p.m., July 31,2003 (Tenders must be submitted by post by 5:00 p.m., July 30,2003)</p> <p>3 Contact point for the notice: Budget and Accounting Administration Group, Budget Adjustment Office, Policy Planning Division, Policy Planning Department, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 760-8570. TEL087―832―3034</p>
--	---

評価の視点	評価の要素	必須	項番	評価事項	評価基準	加点基準	加点の上限	倍数	点数
システム機能要件	システム機能として提案する内容について、その実行性を証明できる具体的な事例を説明し、本件業務の実施にあたっての留意点を明らかにした上で、予定する具体的な対策を示すこと。	必須	5	予算要求機能	容易に入力できること。	対策の内容が優れていること。	5	1	5
		必須	5		仕様書記載の機能要件について網羅的かつ体系的に整理されている。	実現方式について具体的かつ的確に示されている。対策の内容に創意工夫があること。	5	3	15
		必須	5		容易に入力できること。	対策の内容が優れていること。	5	1	5
		必須	5	予算調整機能	要求状況の管理が容易にできること。	対策の内容が優れていること。	5	3	15
		必須	5		仕様書記載の機能要件について網羅的かつ体系的に整理されている。	実現方式について具体的かつ的確に示されている。対策の内容に創意工夫があること。	5	3	15
		必須	5		容易に入力できること。	対策の内容が優れていること。	5	1	5
		必須	5	予算分析機能	仕様書記載の機能要件について網羅的かつ体系的に整理されている。	実現方式について具体的かつ的確に示されている。対策の内容に創意工夫があること。	5	3	15
		必須	5		容易に作成、修正できること。	対策の内容が優れていること。	5	1	5
		必須	5		仕様書記載の機能要件について網羅的かつ体系的に整理されている。	実現方式について具体的かつ的確に示されている。対策の内容に創意工夫があること。	5	3	15
		必須	5	議案、予算案説明書資料等作成機能	各種資料が容易に作成できること。	対策の内容が優れていること。	5	1	5
		必須	5		仕様書記載の機能要件について網羅的かつ体系的に整理されている。	実現方式について具体的かつ的確に示されている。対策の内容に創意工夫があること。	5	3	15
		必須	5		仕様書記載の機能要件について網羅的かつ体系的に整理されている。	実現方式について具体的かつ的確に示されている。対策の内容に創意工夫があること。	5	1	5
		必須	5	その他各種資料作成機能	仕様書記載の機能要件について網羅的かつ体系的に整理されている。	実現方式について具体的かつ的確に示されている。対策の内容に創意工夫があること。	5	3	15
		必須	5		仕様書記載の機能要件について網羅的かつ体系的に整理されている。	実現方式について具体的かつ的確に示されている。対策の内容に創意工夫があること。	5	1	5
		必須	5		仕様書記載の機能要件について網羅的かつ体系的に整理されている。	実現方式について具体的かつ的確に示されている。対策の内容に創意工夫があること。	5	1	5
必須	5	他システムとの連携機能	現行の予算編成作業で使用しているものが、画面表示、印刷できること。	対策の内容が優れていること。	5	1	5		
必須	5		全体のシステム構成として、各機能の連携が図られていること。	効率的かつ操作性に優れていること。	5	2	10		
必須	5	運用コード管理機能	現行の予算編成作業で使用しているものが、画面表示、印刷できること。	対策の内容が優れていること。	5	1	5		
必須	5		全体のシステム構成として、各機能の連携が図られていること。	効率的かつ操作性に優れていること。	5	2	10		
必須	5	外字処理	現行の予算編成作業で使用しているものが、画面表示、印刷できること。	対策の内容が優れていること。	5	1	5		
必須	5		全体のシステム構成として、各機能の連携が図られていること。	効率的かつ操作性に優れていること。	5	2	10		
必須	5	全体のシステム構成	現行の予算編成作業で使用しているものが、画面表示、印刷できること。	対策の内容が優れていること。	5	1	5		
必須	5		全体のシステム構成として、各機能の連携が図られていること。	効率的かつ操作性に優れていること。	5	2	10		

	仕様内容を超越する提案	任意	追加提案		各機能に関して、仕様書で求めていない内容について追加で提案する場合、その実行性を証明できる具体的な事例を説明し、本件業務の実施に当たつての留意点を明らかにした上で、予定する具体的な対策を示すこと。	5	2	10	
小 計									
実行環境	実行環境として提案する内容について、その実行性を証明できる具体的な事例を説明し、本件業務の実施に当たつての留意点を明らかにした上で、予定する具体的な対策を示すこと。	必須	6(1) ユーザーインターフェースの外観の統一性及び一貫性の確保	システムの外観の統一性及び一貫性の確保を行うこと。	対策の内容が優れていること。	5	1	5	
		必須	6(1) 情報バリアリティーへの対応	情報リテラシーが低いユーザーが使用することを前提とした対応策が具体的に提案されている。	対策の内容が優れていること。	5	1	5	
		必須	6(3) パフォーマンス要件	特定の制限時間内に、イベントを処理するための具体的な提案がされている。	対策の内容が優れていること。	5	1	5	
		必須	6(4) システム障害対策	操作ミス等によるシステム障害が発生しないための対策が具体的に提案されている。	対策の内容が優れていること。	5	1	5	
		必須	6(4) リソース管理	端末からの同時更新等により、データの整合性が失われたり、処理が停止しない対策が講じられていること。	対策の内容が優れていること。	5	1	5	
		必須	6(4) 障害箇所の検知	速やかに障害箇所の特定ができること。	対策の内容が優れていること。	5	1	5	
		必須	6(4) バックアップ及びリカバリ管理	システムのバックアップ及びリカバリが容易に実施可能な手段を実施できること。	対策の内容が優れていること。	5	1	5	
		必須	6(5) アクセス制限	アクセス権を与え、アクセス制限すること。	対策の内容が優れていること。	5	1	5	
		必須	6(5) ユーザ認証管理	システムログイン時に、利用者の利用資格の検査を行い、最新のもので機密性に富むこと。	対策の内容が優れていること。	5	1	5	
		必須	6(5) アクセス履歴管理	ユーザーの利用履歴を把握できること。	対策の内容が優れていること。	5	1	5	
		必須	6(5) 無停電電源装置等	無停電電源装置等により、ハードウェア、ソフトウェア、データが破損しないようにすること。	対策の内容が優れていること。	5	1	5	
		必須	6(5) セキュリティの確保	ウイルス対策等のセキュリティを確保していること。	対策の内容が優れていること。	5	1	5	

設計及び 設計及び開発環	必須	9(1)	スケジュール	実行可能なスケジュールを策定すること。	対策の内容が優れていること。	5	1	5							
									柔軟性	状況変化に柔軟に適合するための具体的な対策であること。	対策の内容が優れていること。	5	1	5	
									拡張性	広く一般的に利用されているOS及びソフトウェアを利用したシステムであること。	対策の内容が優れていること。	5	1	5	
									操作容易性	ユーザがシステムを容易に操作できるよう、ユーザフレンドリーであること。	対策の内容が優れていること。	5	1	5	
									データ入力	各種入力機器から容易に入力できること。	対策の内容が優れていること。	5	1	5	
									オンラインヘルプ及びオンラインマニュアル	わかりやすくアクセスしやすいオンラインヘルプやオンラインマニュアル機能を搭載すること。	対策の内容が優れていること。	5	1	5	
									データ保管	5年度分のデータが保管でき、過去のデータが照会、閲覧等が可能なこと。	対策の内容が優れていること。	5	1	5	
									サーバ機器	各サーバはマウントラック型であり、システムの根幹を成すため高い処理能力と信頼性、重要な機能は特に高い信頼性を確保していること。	対策の内容が優れていること。	5	1	5	
									データベースサーバ	膨大なトランザクションの発生に対応できるハイスペックな高度な信頼性を確保していること。	対策の内容が優れていること。	5	1	5	
									ハードディスク	RAID5のレベルであること。	対策の内容が優れていること。	5	1	5	
									基本ソフトウェア	国際基準または業界基準規格であり、他のシステムとの接続・連携が容易なものを採用していること。	対策の内容が優れていること	5	1	5	
									データベース	最新技術を採用し、安全性及び信頼性の高いものであること。	対策の内容が優れていること	5	1	5	
									仕様内容を超える提案	任意	追加提案	実行環境に関して、仕様書で求めない内容について追加で提案する場合、その実行性を証明できる具体的な事例を説明し、本件業務の実施に当たっの留意点を明らかにした上で、予定する具体的な対策を示すこと。	5	2	10
									小 計						120

開発	境として提案する内容について、その実行性を証明できる具体的な事例を説明し、本件業務の実施にあたっての留意点を明らかにした上で、予定する具体的な対策を示すこと。	必須	9(2)	実施体制及び責任体制	体制、担当者の経験、役割、作業場所等が具体的に提案されている。	対策の内容が優れていること。	5	1	5		
		必須	10(1)	機器等の環境設定等	庁内LANシステムの関係箇所と十分な調整を行うこと。	対策の内容が優れていること。	5	1	5		
		必須	10(1)	システムの引渡し	開発したソフトウェア及び本システムを構成する全ての機器等の設定を完了し、本番稼働できる方策が提案されている。	対策の内容が優れていること。	5	1	5		
		必須	10(2)	データ移行準備	データ移行等に必要となる資料の作成等を行うとともに、データ移行に必要なシステムが提案されていること。	対策の内容が優れていること。	5	1	5		
		必須	10(2)	データ移行の実施方法及び実施体制	移行ツール等を作成してスムーズな移行が行えること。	対策の内容が優れていること。 県が行う場合は負担の少ない提案であること。	5	1	5		
		必須	11	研修環境	各種研修は、受講者による実際の操作訓練が可能となる研修環境とすること。	対策の内容が優れていること。	5	1	5		
		必須	11	研修メニュー	研修計画書及び使用する研修テキストを提出し、実施できること。	対策の内容が優れている。	5	1	5		
		必須	11	マニュアル・オンラインヘルプ等の改訂	実施結果に基づき、必要に応じてマニュアル類・オンラインヘルプの改訂が行えること。	対策の内容が優れている。	5	1	5		
		任意		追加提案		開発環境に関して、仕様書で求めている内容について追加で提案する場合、その実行性を証明できる具体的な事例を説明し、本件業務の実施に当たっての留意点を明らかにした上で、予定する具体的な対策を示すこと。	5	2	10		
		任意		追加提案	地方公共団体における予算編成支援システムの開発・運用実績	都道府県における予算編成支援システムの開発・運用実績があること。	5	1	5		
		小 計									
		運用及び保守環境	運用及び保守環境として提案する内容について、その実行性を証明	必須	12(1)	障害時の通知の一元化	複数のシステムの構成要素に対する障害時の通知を一元的に実施できること。	対策の内容が優れていること。	55		60
		必須	12(1)	システム機器及びネットワーク機器の管理	システム機器及びネットワーク機器の構成管理を行うとともに、稼働監視を行うこと。	対策の内容が優れていること。	5	1	5		

明でできる具体的な事例を説明し、本件業務の実施にあたっての留意点を明らかにした上で、予定する具体的な対策を示すこと。	必須	12(1)	リソース監視	ハードディスク容量、CPU負荷等のリソースの監視を行うこと。	対策の内容が優れていること。	5	1	5	
	必須	12(1)	アプリケーション稼動状況の監視	トランザクション等の監視を行うこと。	対策の内容が優れていること。	5	1	5	
	必須	12(1)	データベースアプリケーション及びリカバリ	サーバのデータベースについてバックアップ及びリカバリを行うこと。	対策の内容が優れていること。	5	1	5	
	必須	12(1)	バックアップデータの保管	バックアップデータの保存媒体を厳重に保管すること。	対策の内容が優れていること。	5	1	5	
	必須	12(1)	ヘルプデスク	システム運用者からの質問、障害報告等の受付及び助言、サポート等を一元的に行うための窓口を設置すること。	対策の内容が優れていること。	5	1	5	
	必須	12(1)	変更管理	システム上のハードウェア及びソフトウェアの変更履歴やバージョン管理を行うこと。	対策の内容が優れていること。	5	1	5	
	必須	12(2)	障害切り分け及び原因解析	障害等の重要な問題が発生した場合などに、速やかに障害の切り分け原因分析を行うこと。	対策の内容が優れていること。	5	1	5	
	必須	12(2)	障害時の支援体制	平日午前8時30分から午後5時（予算編成時期は24時間）の受付に関しては、1時間以内に故障の切り分けを実施すること。	対策の内容が優れていること。	5	1	5	
	必須	12(2)	予備機による即時サービス	故障機器の修理が必要な場合には、予備機等による即時サービスの運用が可能な対応を行うこと。	対策の内容が優れていること。	5	1	5	
	任意		追加提案		運用環境に関して、仕様書で求めている内容について追加で提案する場合、その実行性を証明できる具体的な事例を説明し、本件業務の実施に当たっての留意点を明らかにした上で、予定する具体的な対策を示すこと。	5	2	10	
	小計			60			60		65
	計			315			315		400
	受託契約希望金額	入札価格	必須	受託契約希望金額	予定価格に105分の100を乗じて得た金額の範囲内であること。	200ー入札価格×1.05/予定価格×200			200
合計			600			600		600	

●香川県公告第四百十六号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、平成十五年度のクリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成十五年六月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 試験の日時

平成十五年九月十四日（日曜日）午前九時開始

二 試験の場所

高松市内

なお、試験会場については、受験票により通知する。

三 受験資格

クリーニング業法第七条第三項又はクリーニング業法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第一百五十四号）附則第五項の規定に該当する者

四 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 写真（出願前六月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦一センチメートル及び横八センチメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。）

(四) 三に掲げる受験資格を証明する書類

2 受験願書の受付期間

平成十五年八月十一日（月曜日）から同月二十五日（月曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）。

なお、郵便等による送付の場合は、受付期間内の消印（これに準ずるものを含む）のあるもの限り受け付ける。

3 受験願書の提出先

(一) 県内居住者 高松市保健所、香川県東讃保健福祉事務所、香川県小豆総合事務所、香川県中讃保健所、香川県中讃保健所坂出支所、香川県中讃保健所琴平支所又は香川県西讃保健福祉事務所

(二) 県外居住者 香川県健康福祉部生活衛生課（郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号）

4 受験手数料及び納付方法

八、〇〇〇円に相当する額の香川県証紙（消印又は著しく汚損していないもの）を受験願書の所定の位置にはり付けて納付すること。なお、小豆島を除く島しょ部又は県外に住所を有する者が、郵便等による送付により受験願書等を提出する場合は、香川県証紙に代えて額面八、〇〇〇円の郵便為替を同封することにより納付するものとする。

五 合格発表

平成十五年十月十四日（火曜日）に香川県庁（東館正面玄関前の掲示板）に受験番号を掲示して発表するとともに、合格者に通知する。

六 その他

1 受験願書を受け付けた後は、受験手数料は一切返還しない。

2 受験願書の請求は、次のところに行うこと。

香川県健康福祉部生活衛生課

高松市保健所（高松市桜町一丁目一〇番二七号）

香川県東讃保健福祉事務所（高松市番町五丁目四番一五号）

香川県小豆総合事務所（小豆郡土庄町湊崎甲二〇七九―一五）

香川県中讃保健所（丸亀市大手町二丁目二番一号）

香川県中讃保健所坂出支所（坂出市入舟町一丁目二番二八号）

香川県中讃保健所琴平支所（仲多度郡琴平町榎井八一七）

香川県西讃保健福祉事務所（観音寺市観音寺町甲九六六）

郵便等で請求する場合には、封筒の表に「クリーニング師試験」と朱書きし、郵送用の八〇円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

3 受験手続に関して不明な点は、香川県健康福祉部生活衛生課（電話番号〇八七―八三二―三二七八）に問い合わせること。

●香川県公告第四百十七号

普通市市を行った地籍調査の成果は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する。

平成十五年六月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査を行った時期

平成十三年度から平成十四年度まで

二 成果の名称

1 普通寺市地籍図

2 普通寺市地籍簿

三 調査を行った地域

生野町、大麻町、普通寺町の各一部

四 認証年月日

平成十五年六月二十日

●香川県公告第四百十八号

小豆郡内海町の行った地籍調査の成果は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）

第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する。

平成十五年六月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査を行った時期

平成十三年度から平成十四年度まで

二 成果の名称

1 小豆郡内海町地籍図

2 小豆郡内海町地籍簿

三 調査を行った地域

坂手、橘、福田の各一部

四 認証年月日

平成十五年六月二十日

●香川県公告第四百十九号

小豆郡土庄町の行った地籍調査の成果は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）

第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する。

平成十五年六月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査を行った時期

平成十三年度から平成十四年度まで

二 成果の名称

1 小豆郡土庄町地籍図

2 小豆郡土庄町地籍簿

三 調査を行った地域

大谷、湊崎の一部

四 認証年月日

平成十五年六月二十日

●香川県公告第四百二十号

小豆郡池田町の行った地籍調査の成果は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）

第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する。

平成十五年六月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査を行った時期

平成十三年度から平成十四年度まで

二 成果の名称

1 小豆郡池田町地籍図

2 小豆郡池田町地籍簿

三 調査を行った地域

大字蒲生、大字池田の各一部

四 認証年月日

平成十五年六月二十日

●香川県公告第四百二十一号

香川県家畜人工授精師養成講習会規則（昭和六十二年香川県規則第二十一号）第二条第

一項の規定に基づき、次のとおり家畜人工授精に関する講習会を開催する。

平成十五年六月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 講習会及び修業試験を実施する場所

香川県木田郡三木町 香川県畜産試験場

二 講習の期間

平成十五年七月十六日(水曜日) から同年八月十九日(火曜日) まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)

三 修業試験の期日

平成十五年八月二十日(水曜日)

四 講習会に係る家畜の種類

牛

五 受講者の定員

三〇人以内

六 受講資格

牛についての家畜人工授精に関する学識・技術を習得しうる能力を有する者で、免許取得後、家畜人工授精業務に従事しようとする者とする。

七 受講手続その他

1 受講しようとする者は、家畜人工授精師養成講習会受講申込書に次の講習会手数料に相当する額の香川県証紙をはり付け、次の書類を添えて平成十五年七月二日(水曜日)までに家畜保健衛生所を通じて香川県農政水産部畜産課に提出すること。

(一) 講習会手数料 一一、〇〇〇円

(二) 添付書類 履歴書

2 受講手続その他については、平成十五年度香川県家畜人工授精師養成講習会開催要領による。

3 2の開催要領は、香川県農政水産部畜産課及び家畜保健衛生所並びに県内の市役所及び町役場において交付する。

4 この講習会に関する問い合わせは、香川県農政水産部畜産課(電話番号〇八七―八三二―三四二八)又は家畜保健衛生所に行うこと。

正 誤

平成十五年六月十三日(香川県報第九〇三八号) 目次申訂正

一ページ	上段	正	誤
		香川県議会定例会の招集	香川県議会定例会の召集

平成十五年六月二十日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70% 白色度72%再生紙を使用しています